

國學院大學學術情報リポジトリ

『将門記』 対句集中部=〈描写慨嘆評価層〉の後次性

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 野中, 哲照 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00000845

『将門記』対句集中部Ⅱ〈描写慨嘆評価層〉の後次性

野中哲照

キーワード

初期軍記 王朝国家 平将門 平貞盛 対句

一 はじめに——『将門記』の文体の三種類——

さまざまな情報や素材が『将門記』に流入していることは、先行研究でしばしば指摘されてきた。そのため作者像も、将門寄りであるとか朝廷寄りであるとか、僧侶であるとか官人であるなどと振れ幅の大きな議論がなされてきた。物語の様態を解明することの難しいテクストである。このような『将門記』の多元性・重層性は、じつは三種類の異質な文体の混在と対応している。そして、三種類の異質な文体を見分ける際に指標となるのは、対句表現の交じり具合である。対句表現がまったく、あるいはほとんど見られない部分と、対句表現が密集している部分との、文体的な異質性が著しい。また、両者の中間的な文体もある。対句表現の濃淡に即して名づけると、それぞれ対句不在部、対句散在部、対句集中部とも言えそうである。ただ、先々の見通しがあるので、行論の都合上、次のような呼称との互換性を示しつつ論を進めたい。

対句不在部Ⅱ〈経緯叙述層〉：対句不在部は、事件の経緯を叙述する部分と対応。

対句散在部Ⅱ〈展開創出層〉：対句散在部は、事件展開（ジョイント）を物語内に投入したらしき部分と対応。

★対句集中部Ⅱ〈描写慨嘆評価層〉：対句集中部は、場面描写、状況への慨嘆、人物評価と対応。

二重呼称の上段が〈部〉、下段が〈層〉であるのは、対句表現の濃淡という現象面から分析に入るものの、そのことが『将門記』の重層的形成過程と対応していることを見越しているからである。①『将門記』の素材段階では、おそらく対句表現はほとんど含まれておら

ず（文書等の素材の文体がそのまま現存『将門記』から窺い知られる）、②それらを接合させて展開を創出した段階の表現主体（これを原『将門記』と呼ぶべき）は多少の対句を用いていて、③原『将門記』成立後に後次段階の表現主体が豊かな対句表現を用いて文飾したとの見通しである。リズムミカルに韻律を整える対句というものは、いうまでもなく韻文であり詩的表現である。その特徴のもつとも強く表れたのが対句集中部Ⅱ〈描写慨嘆評価層〉（右の★）で、散文的な文脈がいったん終止したあと、それに続けて長い文字数の対句（四字以上、最長で一六字）を畳みかける部分である。場面を描写したり、その場面にたいする慨嘆を表明したりすることが多い。数行にわたって対句が連続することもあり、その前後の散文的な文脈から独立して、これの有無が物語展開に影響を与えない。これの後次性を指摘することが、本稿の目的である。

それと対極の位置にあるのが、対句不在部Ⅱ〈経緯叙述出層〉である。『将門記』は、歴史叙述として事件の経緯を叙述する文脈を基軸としていて、そこに対句はほとんどみられない。しかし、散文的な文脈でも二字対句、三字対句程度の短い対句は内包することがある。両者の中間にあるのが、対句散在部Ⅱ〈展開創出部〉で、この詳細な分析は次稿に回す。ゆえに本稿では、『将門記』内部に三種類の文体が混在していることを指摘しつつ、対句表現の存否の著しい両極の文体の特徴について詳述することにする。

『将門記』の対句表現に言及した先行研究に、川口久雄（一九六二）、村上春樹（一九六二）、犬飼隆（一九七八）、村上春樹（一九九三）があるが、いずれも同時代の漢文学圏や漢文文体史の中での位置づけについて分析したものであって、対句表現の出現度のむらを切り口として『将門記』の形成過程に迫ろうとした論は存在しない。本稿は、初めてそれに挑むものである。

『将門記』は原漢文だが、本稿で用いる『将門記』の本文は日本古典文学全集（小学館、二〇〇二）の訓読文に拠り、章段名もそれを用いた。同本は、楊守敬旧蔵本、蓬左文庫本など主要な異本による校訂を済ませており、それに従う。なお、『将門記』には二九か所にわたって注があるが、それらの存在が対句の視認性を悪くするため、〈原注Ⅰ〉のように記して（『将門記』原文に存在する注という意味）、その内容は一括して稿末に記すことにする（その〈原注Ⅰ〉→〈原注29〉の数字は、本稿で登場する順序ではなく、『将門記』に出て来る順序）。

二 対句の占有率からみた三種類の文体

本節では、三種類の文体の典型例を挙げ、『将門記』の文体が対句の占有率によってこの三種類に大別できること（細かく言えば種類は増えるが）を指摘し、それと叙事的要素の濃淡が対応していることを述べる。対句と非対句の文字数バランスをみるために、必要に応じて原漢文も掲載する（原漢文の下に〈対句文字数／全文字数〉を示す。文字数カウンタの際に句読点は数えない）。

1 対句不在部Ⅱ〈経緯叙述層〉の典型

最初に定義したように、対句不在部Ⅱ〈経緯叙述層〉とは、短い対句を内包することがあるものの散文的文体を基調とする部分である。まずは、対句をいっさい含まない叙事的文章の例を挙げる（以下の引用文では、日時、人名、地名といった叙事的文章として必須の要素をゴシック体で示す）。

（1―1）夫れ聞く、彼の将門なる者は、天国押撥御宇柏原天皇の五代の苗裔、三世の高望王の孫なり。其の父は、陸奥鎮守府將軍平朝臣良持なり。舍弟下総介平良兼朝臣は、将門の伯父なり。而れども良兼は、去んぬる延長九年を以て、聊か女論に依りて舅甥の中、既に相違ふ。（一 将門記の巻頭部）原漢文で八〇字。

（1―2）乃ち対面せむとするの間、故上総介高望王の妾の子、平良正は亦将門の次の伯父なり。而して介良兼朝臣と良正とは兄弟の上に、兩り乍ら、彼の常陸前掾源護の因縁なり。護は常に息子扶・隆・繁等が将門の為に害せらるるの由を嘆く。然れども介良兼は上総國に居りて、未だ此の事を執らず。良正独り因縁を追慕して、車の如くに常陸の地に舞ひ廻る。（四 良正の執念と川曲村合戦）原漢文で六七字。

（1―3）然る間、前大掾源護の告状に依りて、件の護并びに犯人の平将門及び真樹等を召し進むべき由の官符、去んぬる承平五年十二月廿九日の符、同六年九月七日に到来す。左近衛番長正六位上英保純行、同姓の氏立、宇自加支興等を差し、常陸、下毛、下総等の國に下さる。仍て将門は告人より以前に、同年十月十七日、火急に上道す。便ち公庭に参りて、具に事の由を奏す。幸ひに

天判を蒙りて、**檢非違使所**に於て略問せらるるに、允に理務に堪へずと雖も、仏神の感有りて、相論するに理の如し。〔六 將門上洛、恩赦により帰国〕原漢文で一一三九字。

〔1—4〕 便ち八月六日を以て、囲みて常陸、下総の兩國の堺、**子飼の渡**に来る。其の日の儀式は、靈像を請ひて、前の陣に張れり。〔原注9〕 精兵を整へて**將門**を襲ひ攻む。其の日、明神怒り有りて、慥かに事を行ふを非とす。隨兵少きが上に、用意皆下りて、ただ楯を負ひて還る。〔七 平良兼の襲撃〕原漢文で六二二字。

〔1—5〕 然れども、**將門**は尚し伯父と宿世の讎として、彼此相搦す。時に**介良兼**因縁有るに依りて、常陸国に到り着く。**將門**僅かに此の由を聞きて、亦征伐せむと欲ふ。備へたる所の兵士千八百余人、草木共に靡く。十九日を以て、常陸国真壁郡に発向す。乃ち彼の介の服織の宿より始めて、与力の伴類の舍宅、員の如く掃ひ焼く。一兩日の間に、件の敵を追ひ尋ぬ。皆高き山に隠れて、有り乍ら相はず。逗留の程に、筑波山に有りと聞く。〔八 將門、弓袋山の反撃〕原漢文で一二二二字。

〔1—6〕 多日を歴と雖も、件の敵を略くことなし。仍て皆諸国の兵士等を返し遣はす。僅かに遺る所の兵は千人に足らず。此の事を伝へ聞きて、**貞盛**並びに**押領使藤原秀郷等**、四千余人の兵を驚かして、忽ちに合戦せむと欲す。**新皇**大に驚きて、二月一日を以て、隨兵を率ゐて敵地の下野の方に超え向ふ。時に、**新皇將門**が前の陣、未だ敵の所在を知らざるを以て、**副將軍玄茂の陣頭經明**、**遂高等**が後陣に以て敵の所在を訪ひ得たり。実否を見むが爲に、高き山の頂に登りて、遙かに北方を見れば、実に依りて敵有り。略気色は四千余人許りなり。爰に**經明等**、既に一人当千の名を得て、件の敵を見過すべからず。今、**新皇**に奏せずして、迫りて以て**押領使秀郷**の陣に討ち合ふ。**秀郷**、素より古き計有りて、案の如く**玄茂**の陣を討ち靡かす。〔二一 押領使藤原秀郷、登場〕原漢文で一八四字。

これらが対句不在部の典型例で、対句表現がまったく含まれないものである。総じていえば、日時、人名、地名を基本としつつ、事件の経緯を淡々と（感情移入せず評価を加えず）叙述する部分である。そこには、会話文・心話を含まないという特徴もあるが、二か所の傍線部「將門僅かに此の由を聞きて、亦征伐せむと欲ふ」「此の事を伝へ聞きて、貞盛並びに押領使藤原秀郷等、四千余人の兵を驚かして、忽ちに合戦せむと欲す」のような次なる行動の契機となるものは含む。右のうち波線部「草木共に靡く」のような凝った表現もあるが、例外的である。ここには原漢文を掲載しなかったが、**対句占有率はもちろん0%である**（右の引用文に相当する原漢文計六四四字分すべてが非対句）。

ほかに、二字対句、三字対句程度の短い対句表現を含むものの、基本的には右の例と等質的な文体と言えるものがある。次のような例である（以下の引用文のアミカケ部分が対句。この項のみ対句の文字数を丸数字で示す）。

（1―7）時に**良正**の因縁、其の威猛の励みを見て、未だ勝負の由を知らずと雖も、兼ねて②**莞爾**とほほえみ熙怡とよろこぶらくのみ。（原注3）②理に任せ楯を負ひ、実に依りて立ち出づ。（四 良正の執念と川曲村合戦）

〔于時良正之因縁、見其威猛之励、雖未知勝負之由、兼莞爾熙怡而已。任理負楯、依実立出〕 八字／三五字

（1―8）而る間に**介良兼**は②兵を調へ陣を張る。承平六年六月廿六日を以て、常陸国を指して、雲の如く湧き、上下の国（原注5）を出づ。
〔五 将門、伯父良兼を見のがす〕

〔而間介良兼調兵張陣。以承平六年六月廿六日、指常陸国、如雲涌出上下之国〕 四字／三一字

（1―9）貞盛は人口の甘きに依りて、本意に非ずと雖も、暗に同類と為つて、下毛野国を指して、②地を動かし草を靡け、一列に発り向ふ。

〔五 将門、伯父良兼を見のがす〕

〔貞盛依人口之甘、雖非本意、暗為同類、指下毛野国、地動草靡、一列発向〕 四字／二八字

（1―10）将門②眼を張り齒を嚼むで、進みて以て撃ち合ふ。（九 将門の驅使子春丸の裏切）

〔将門張眼嚼齒、進以撃合〕 四字／一〇字

（1―11）貞経、②舌を巻き口に鉗むで黙して閑居せり。（二八 舍弟将平の諫言と将門の叛乱）

〔貞経、卷舌鉗口黙而閑居〕 四字／一〇字

以上が二字対句が散文の中に織り込まれている典型例だが、分量的に散文が勝っていて、ゴシック体で示したような叙事的要素（日時、人名、地名）も存在するので、前掲（1―1）～（1―6）と等質的だといってよい。

また、三字対句にも、次のように類似の例がみられる。

（1―12）仍て同年五月十一日を以て、早に③都洛を辞して、弊宅に着く。（六 将門上洛、恩赦により帰国）

〔仍以同年五月十一日、早辞都洛、着弊宅〕 六字／一七字

(1-13) 貞盛は天の力有りて③風の如くに徹り雲の如くに隠る。太守は思ひ煩ひて、棄てて任国に入りぬ。(二一 貞盛官符を懷き將門追討)

〔貞盛有天力而如風徹如雲隱。太守思煩、棄而入任国也〕六字／一二二字

(1-14) 偏に此の言を聞きて、諸国の長官は、③魚の如く驚き、鳥の如く飛び、早く京洛に上る。(二八 舍弟將平の諫言と將門の叛乱)

〔偏聞此言、諸国長官、如魚驚、如鳥飛、早上京洛〕六字／一九字

(1-15) 爰に新皇③甲冑を着て、駿馬を疾めて躬自ら相戦ふ。(二三 將門、北山に亡ぶ)

〔爰新皇着甲冑、疾駿馬而躬自相戦〕六字／一四字

ここでも散文が勝っていて、叙事的要素(日時、人名、地名)ゴシック体が存在するので、(1-7) (1-11)と等質的だと考えてよさそうである。(1-1) (1-15)の引用文における対句部分(アミカケ)の文字数は、わずかに五・八%である(四八字／八三〇字)。対句不在部Ⅱ(経緯叙述層)に含まれる対句表現は、ほぼゼロに近く、そこに叙事的な要素が集中していることがわかる。

* *

ところが、四字対句になると、散文の中に溶け込んでいる例はほとんどない。しいて挙げれば、次のようなものがそれに近い。

(1-16) 裏等野本□□扶等、陣を張りて將門を相待つ。遥かに彼の軍の体を見るに、所謂、轟輻の神に向ひて、②旗を靡かせ鉦を撃つ。〔原注〕爰に將門は、④罷めむと欲ふに能はず、進まむと擬るに由なし。然れども、身を励まし勧め廻りて、刃を交へて合戦す。將門は幸ひに順風を得て、④矢を射ること流るるが如く、中る所は案の如し。扶等は励むと雖も、終に以て負くるなり。仍て④亡ぶる者は数多し。存る者は已に少なし。(二 將門、扶等に反撃)

〔裏等野本□□扶等、張陣相待將門。遙見彼軍之体、所謂向轟輻之神、靡旗擊鉦。爰將門欲罷不能、擬進無由。然而励身勧め、交刃合戦矣。將門幸得順風、射矢如流、所申如案。扶等雖励、終以負也。仍亡者数多、存者已少〕二八字／八七字

(1-17) 爰に將門は機急在るに依りて、実否を見むが為に、ただ百余騎を率ゐ、同年十月廿六日を以て、下毛野国の堺に打ち向ふ。実に依りて、件の敵数千許り有り。略気色を見るに、敢へて敵対すべからず。其の由何となれば、彼の介は未だ合戦の邊に費えずして、

④人馬は膏肥^{かうひ}し、干戈は皆具^{みな}はれり。将門は度々の敵に摺^{あひひ}がれ、④兵具已^{すで}に乏しく、人勢厚からず。敵は之を見て、④垣の如くに楯を築き、切^{せつ}するが如くに攻め向ふ。将門未だ到らざるに、先づ歩兵を寄せ、略合^{りやくが}戦せしむ。且つ射取る人馬は八十余人なり。彼の介大いに驚き怖^{おそ}びて、皆楯を挽^ひきて逃げ還る。「五 将門、伯父良兼を見のがす」

「爰将門依在機急、為見実否、只率百余騎、以同年十月廿六日、打向於下毛野国之堺。依実、件敵有数千許。略見気色、敢不可敵対。其由何者、彼介未費合戦之還。人馬膏肥、干戈皆具。将門被摺度々之敵、兵具已乏、人勢不厚。敵見之、如垣築楯、如切攻向矣。将門未到、先寄歩兵、略令合戦。且射取人馬八十余人也。彼介大驚怖、皆挽楯逃還」二四字／一三〇字

右の二か所は対句散在部Ⅱ〈展開創出層〉である可能性が高い(次稿)。ゆえに、〈散文部〉の中で無理なく使用される対句は二字、三字程度まで⁽¹⁾、基本的にはほとんど対句を含まない、叙事的要素で構成される文体がひとつの群れ(対句不在部Ⅱ〈経緯叙述層〉)として『将門記』内部に認められるということである。四字対句はこれ以外にも四〇組以上あるが、そのほとんどが対句で囲まれた対句集中部にある。『純友追討記』の文体もこでいう対句不在部と同種のものといつてよく、二字対句「耳を截り鼻を割き」(「截耳／割鼻」)、「或は亡び或は降り」(或亡／或降)、六字対句「男は水を屋上に送り、女は水を庭中に運ぶ」(男送水於屋上／女運水於庭中)、八字対句「且つは陸路を防ぎて其の便道を絶ち、且つは海上に追ひて其の泊処に認む」(且防陸路絶其便道／且追海上認其泊処)があるのは例外的で、大半は日時、人名、地名を多く含んだ叙事的文章である。会話文・心話文もない。『純友追討記』は原漢文で七六三字(句読点や返り点は数えない)だが、そのうち右の四か所の対句表現(計三字)の割合はわずかに四・二%である。大学寮の博士などが作る漢詩的表現とは違って、官人が記録する報告文書の漢文(記録文)に近いということである。

2 対句集中部Ⅱ〈描写慨嘆評価層〉の典型

次に、対句不在部と対極的なところに位置する対句集中部についてである。複数の対句が畳みかけられるように連続しているところが、次のように多数に及ぶ。

(2-1) 時に、昼は、人の宅の甑^{いへこしぎ}を収めて、而も奇^{しか}しき灰、門毎に満てり。夜は、民の烟^{かまど}に煙を絶ちて、漆の柱、家毎に峙^{そはだ}てり。煙は

遐に空を掩へるの雲の如く、炬は邇く地に散るの星に似たり。（七 平良兼の襲撃）

〔于時、昼、人宅飢取、而奇灰、満於每門。夜、民烟絶煙、漆柱、峙於每家。煙遐如掩空之雲、炬邇似散地之星〕 三七字／三九字

（212）爰に將門が妻は去りて、夫は留まりて、忿り怨つこと少なからず。其の身は生き乍ら、其の魂は死ぬるが如し。旅の宿に習はずと雖も、慷慨して仮に寐る、豈何の益か有らむ。妾は恒に真婦の心を存して、幹朋に与ひて死なむと欲ふ。夫は則ち漢王の励みを成して、將に楊家を尋ねむと欲ふ。（七 平良兼の襲撃）

〔爰將門妻去、夫留、忿怨不少。其身乍生、其魂如死。雖不習旅宿、慷慨假寐、豈有何益哉。妾恒存真婦之心、与幹朋欲死。夫則

咸漢王之励、將欲尋楊家〕 二二字／五八字

（213）時に、件の敵等は楯を棄て雲の如くに逃げ散る。將門は馬に羅りて風の如くに追ひ攻む。之を遁るる者は、宛ら猫に遇へる鼠の穴を失へるが如し。之を追ふ者は、譬へば鳩を攻むる鷹の韝を離るるが如し。（九 將門の驅使子春丸の裏切）

〔于時、件敵等棄楯如雲逃散、將門羅馬、而如風追攻矣。遁之者、宛如遇猫之鼠失穴、追之者、譬如攻鳩之鷹離韝〕 四十五字／四七字

（214）苟くも武芝の、郡を治むるの名は、頗る国内に聴ゆ。撫育の方は、普く民家に在り。代々の国宰は郡中の欠負を求めず。往々の刺史は更に期に違ふの譴責なし。（二二 武蔵国庁の内紛將門介入）

〔苟武芝、治郡之名、頗聴国内。撫育之方、普在民家。代々国宰不求郡中之欠負、往々刺史更無違期之譴責〕 三八字／四一字

（215）凡そ件の守と介の行はむ事を見るに、主は則ち仲和の行ひを扶む。（原注18）従は則ち草窃の心を懷けり。箸の如きの主は、眼を合はせて骨を破り膏を出だすの計を成す。蟻の如きの従は、手を分ちて財を盗み隠し運ぶの思ひを励む。（二二 武蔵国庁の内紛將門介入）

〔凡見件守介行事、主則挾仲和之行。従則懷草窃之心。如箸之主、合眼而成破骨出膏之計。如蟻之従、分手而励盜財隱運之思〕 四二字／四九字

（216）農節に望みては則ち町満の歩数を貪り、官物に至りては則ち束把の弁済なし。動むすれば国衙の使ひの来り責むるを凌轢し、兼ねて庸民の弱き身を劫略す。其の行ひを見るときは則ち夷狄よりも甚だしく、其の操を聞くときは則ち盜賊に伴へり。（二三 常陸

国の乱人、藤原玄明）

〔望農節則貪町満之歩数、至官物則無束把之弁済。動凌轢国衙使之来責、兼劫略庸民之弱身。見行則甚於夷狄、聞其操則伴於盜賊〕 五二字／五二字

の児女は、車の轅を棄てて而も霜の旅を歩む。門の外の従類は、馬の鞍を離れて而も雪の坂に向ふ。治政の初には、金蘭の鬻を開く。任中の盛りには、歎息の爪を弾く。四度の公文を取られて、空しく公家に帰る。一任の公廨を奪はれて、徒に旅の暗に疲る。国内の吏民は眉を瀬めて涕涙す。堺の外の士女は声を挙げて哀憐す。昨日は他の上の愁へと聞く。今日は自が下の媿を取る。(二五 将門、坂東制庄へ)

〔長官唱云、天有五衰、人有八苦。今日遭苦、大底何為。時改世變、天地失道。善伏惡起、仏神無驗。嗚呼哀哉、鷄儀未旧、飛於西朝。龜甲乍新、耗於東岸。簾内之兒女、棄車轅而歩於霜旅、門外従類、離馬鞍、而向於雪坂。治政之初、開金蘭之鬻。任中之盛、彈歎息之爪。被取四度の公文、空歸於公家。被奪一任之公廨、徒疲於旅暗。国内吏民嘸眉而涕涙。堺外士女拳声而哀憐。昨日問他上之愁。今日取自下之媿〕一三九字／一五五字

(2-12) 昨此の奏を聞く、今は必ず来たらむと欲すらむ。早く名神に饗して、此の邪惡を停めたまへ。速やかに仏力を仰ぎて、彼の賊難を払ひたまへ」と。乃ち本皇、位を下りて、二の掌を額の上に摂りて、百官潔斎して、千たびの祈りを仁祠に請ふ。況むや復た山々の阿闍梨は邪滅惡滅の法を修す。社々の神祇官は頓死頓滅の式を祭る。一七日の間に、焼く所の芥子は七斛に余り有り。供ふる所の祭祈は五色幾ぞ。惡鬼の名号を大壇の中に焼く。賊人の形像を棘楓の下に着く。五大力尊は侍者を東土に遣はす。八大尊官は神の鐺を賊の方に放つ。而る間に、天神は嘖嘖とくちひそむで賊類非分の望みを誘る。地類は呵嘖して惡王不便の念ひを憎む。(二九 朝廷、将門調伏祈禱)

〔昨聞此奏、今必欲来。早饗名神、停此邪惡。速仰仏力、払彼賊難。乃本皇、下位、摂二掌於額上、百官潔斎、請千祈於仁祠。況復山々阿闍梨修邪滅惡滅之法。社々神祇官祭頓死頓滅之式。一七日之間、所燒之芥子七斛有余。所供之祭祈五色幾也。惡鬼名号燒於大壇之中。賊人形像着於棘楓之下。五大力尊遣侍者於東土。八大尊官放神鐺於賊方。而問、天神嘖嘖而誘賊類非分之望。地類呵嘖而憎惡王不便之念〕一五五字／一六五字

(2-13) 眉の下の涙は面上の粉を洗ひ、胸の上の炎は心中の肝を焦る。内外の媿は身の内の媿と成る。会稽の報に会稽の敵に遭へり。何ぞ人を謂はむや、何ぞ天を恨みむや。(二〇 貞盛の妻と将門の歌)

〔眉下之淚洗面上之粉、胸上之炎焦心中之肝。内外之媿成身内媿。会稽之報遭会稽之敵。何謂人哉、何恨天哉〕四四四／四四四

(2-14) 其の副將軍及び夫兵等、三兵の手を迷ひて、四方の野に散りぬ。道を知るの者は弦の如く徹り出づ。未だ知らざる者は車の如くに旋ひ廻る。僅かに存する者は少なし。遂に亡ぶる者は多し。(二二 押領使藤原秀郷、登場)

〔其副將軍及夫兵等、迷於三兵之手、散於四方之野。知道之者如弦徹出。未知之者如車旋廻。僅存者少。遂亡者多〕 三八字／四十五字

(2-15) 各々李陵王之臆を募り、皆死生決の勵を成す。桑の弓は快く挽かれ〔原注22〕、蓬の矢は直く中る。公の従は常よりも強く、私

の賊は例よりも弱し。所謂、新皇は馬の口を後ろに折りて、楯の本を前に牽く。昨日の雄は今日の雌なり。故に常陸国の軍は晒り咲ひて宿に留まりぬ。下総国の兵は忿り愧ぢて早く去りぬ。〔二一〕押領使藤原秀郷、登場

〔各募李陵王之臆、皆成死生決之勵矣。桑弓快挽、蓬矢直中。公従者自常強、私賊者自例弱。所謂新皇折馬口於後、

牽楯本於前。昨日之雄今日之雌也。故常陸国軍晒咲留宿。下総国兵忿愧早去〕 七三字／七五字

(2-16) 誰か図らむ、少過を糺さずして大害に及ぶとは。私に勢を施して將に公の徳を奪はむとは。仍て朱雲の人に寄せて、長鯢の頸を刎る。〔原注26〕〔二三〕將門、北山に亡ぶ

〔誰図、不糺少過及於大害。私施勢而將奪公徳。仍寄朱雲之人、刎長鯢之頸〕 二七字／三〇字

(2-17) 哀しき哉、新皇の④敗徳の悲しび、滅身の歎き、譬へば開かむと欲するの嘉禾の早く萎み、將に耀かむとするの桂月の兼ねて隠るるが若し。〔原注27〕左伝に云はく、「徳を貪りて公を背くは、宛も威を馮みて銚を踐むの虎の如し」と。故に書に云はく、「少人は才を得て用ひ難く、悪人は徳を貪りて護り屈し」と。所謂、「遠き慮りなくば近き憂へ有り」といふは、若しくは之を謂へるか。爰に、將門は頗る功課を官都に積みて、忠信を永代に流ふ。而るに一生の一業は猛濫を宗と為し、毎年毎月に合戦を事と為す。故に学業の輩を屑とせず。此れただ武芸の類を翫べり。是を以て楯に対しては親を問ひ、悪を好みては過ちを被る。然る間、邪惡の積りて、一身に覃び、不善の謗り、八邦に聞えて、終に版泉の地に殞びて、永く謀叛の名を遺せり。〔原注28〕〔二四〕將門の死を傷む

〔哀哉、新皇敗徳之悲、滅身之歎、譬若欲開之嘉禾早萎、將耀之桂月兼隱。左伝云、貪徳背公、宛如馮威踐銚之虎。故書云、少人得才而難用、悪

人貪徳而庇護。所謂、無遠慮有近憂、若謂之歎。爰、將門頗積功課於官都、流忠信於永代。而一生一業猛濫為宗、毎年毎月合戰為事。故不屑

学業之輩。此只翫武芸之類。是以对楯問親、好惡被過。然間、邪惡之積、覃於一身、不善之謗、聞於八邦、終殞版泉之地、永遺謀叛之名矣〕

一二八字／一六〇字

対句不在部Ⅱ〈経緯叙述層〉と違つて叙事的要素(ゴシック体の日時、人名、地名)が減り、代わりに対句表現(アミカケ)で覆われている。

複数の組の対句が連続して畳みかけられているところも多い。ちなみに、右に挙げた対句集中部の文章の文字数で、対句が占める割合は九二・三％である（一〇四六字／一一二九字）。これが、典型的な対句集中部の姿である。

ところが、たとえ対句が一組であっても対句集中部と認められそうなどころもある。

（2―18）時に、**長官藤原維幾朝臣**、官物を弁済せしめむが為に、度々の移牒を送ると雖も、対捍を宗となし、敢て府に向はず。**公に背きては恣に猛惡を施し、私に居ては強ちに部内を免ぐ。**長官稍く度々の過ちを集め、官符の旨に依りて、追捕せむと擬るの間、急に妻子を提げて、下総国豊田郡に遁れて渡るの次に、盗み渡る所の行方、河内両郡の不動倉の穀糶等、其の数は郡司の進る所の日記に在り。仍て捕へ送るべきの由の移牒を下総国并せて将門に送る。而るに常に逃亡の由を称して、曾て捕へ渡すの心なし。（二三

常陸国の乱人、藤原玄明）

〔于時、**長官藤原維幾朝臣**、為令弁済官物、雖送度々移牒、対捍為宗敢不府向。背公恣施猛惡、居私而強免部内也。長官稍集度々過、依官符之旨、擬追捕之間、急提妻子、遁渡於下総国豊田郡之次、所盜渡行方、河内両郡不動倉穀糶等、其数在郡司所進之日記也。仍可捕送之由移牒送於下総国并將門。而常称逃亡之由、曾無捕渡之心〕

（2―19）仍て**長官・詔使**を追ひ立てて、隨身せしむること既に畢んぬ。**庁の衆は哀慟して、館の後に留まる。伴類は徘徊して、道の前に迷ふ。廿九日を以て、豊田郡鎌輪の宿に還る。長官・詔使を、一家に住まはしむるに、愍み勞りを加ふと雖も、寢食穩からず。**（二四

将門と国庁の激突）

〔仍追立**長官詔使**、令隨身既畢。庁衆哀慟、留於館後。伴類徘徊迷、於道前。以廿九日、還於豊田郡鎌輪之宿。長官詔使、令住一家、雖加愍勞、寢食不穩〕

後述するように対句集中部は後補された可能性が高いのだが、その後補性は、対句部分を抜き取っても前後の文脈が繋がるとか、むしろ対句部分が存在しないほうが文脈が間延びしないことで説明できる。しかも、対句集中部には公私（正当性と非正当性）や善惡を俯瞰的な視座から二項対立的に説明したがる傾向が強いという性格を有している（これも後述）ので、それと等質的な右の二例（アミカケ部分）も一組の対句しか含まないが内容や前後の文脈から、後補的な対句集中部であると認めることができる。

3 対句散在部Ⅱ〈展開創出部〉の典型

冒頭で述べたように、対句散在部Ⅱ〈展開創出部〉については、散文と対句の噛み合い方についての詳細な分析が必要であるため、本稿ではこれについては深めない。ただ、ここで対句散在部Ⅱ〈展開創出部〉とはどのようなものか、その性格だけを明らかにしておく。

(3-1) 裏等野本□□□扶等、陣を張りて将門を相待つ。遙かに彼の軍の体を見るに、所謂、轟轟の神に向ひて、旗を靡かせ鉦を撃つ。(原注1) 爰に将門は、罷めむと欲ふに能はず、進まむと擬るに由なし。然れども、身を励まし勧め抛りて、刃を交へて合戦す。将門は幸ひに順風を得て、矢を射ること流るるが如く、中る所は案の如し。扶等は励むと雖も、終に以て負くるなり。仍て亡ぶる者は数多し。存る者は已に少なし。(二 将門、扶等に反撃)

〔裏等野本□□□扶等、張陣相待将門。遙見彼軍之体、所謂向轟轟之神、靡旗擊鉦。爰将門欲罷不能、擬進無由。然而励身勧め、交刃合戦矣。〕

将門幸得順風、射矢如流、所申如案。扶等雖励、終以負也。仍亡者数多、存者已少」二八字／八五字

(3-2) 爰に将門は機急在るに依りて、実否を見むが為に、ただ百余騎を率ゐ、同年十月廿六日を以て、下毛野国の堺に打ち向ふ。実に依りて、件の敵数千許り有り。略気色を見るに、敢へて敵対すべからず。其の由何となれば、彼の介は未だ合戦の邊に費えずして、人馬は膏肥し、干戈は皆具はれり。将門は度々の敵に摺がれ、兵具已に乏しく、人勢厚からず。敵は之を見て、垣の如くに楯を築き、切するが如くに攻め向ふ。将門未だ到らざるに、先づ歩兵を寄せ、略合戦せしむ。且つ射取る人馬は八十余人なり。彼の介大いに驚き怖ぢて、皆楯を挽きて逃げ還る。将門は鞭を揚げ名を称へて、追ひ討つの時、敵は為方を失ひて府下に偏仄る。(原注6) 斯に於て将門思惟すらく、「允に常夜の敵に在らずと雖も、脈を尋ねれば疎からず。氏を建つれば骨肉なり」てへり。云所、夫婦は親しくして瓦に等し。親戚は疎くして葦に喩ふ。若し終に殺害を致さば、若しくは物の譏り遠近に在らむか。仍て彼の介独りの身を逃さむと欲ひて、便ち国斤の西方の陣を開き、彼の介を出さしむるの次に、千余人の兵、皆鷹の前の鳩の命を免れて、急に籠を出づるの鳥の歡びを成す。(五 将門、伯父良兼を見のがす)

〔爰将門依在機急、為見実否、只率百余騎、以同年十月廿六日、打向於下毛野国之堺。依実、件敵有数千許。略見気色、敢不可敵対。其由何者、彼介未費合戦之邊。人馬膏肥、干戈皆具。将門被摺度々之敵、兵具已乏、人勢不厚。敵見之、如垣築楯、如切攻向矣。将門未到、先寄歩兵、略

令合戦。且射取人馬八十余人也。彼介大驚怖、皆挽楯逃還。將門揚鞭称名、追討之時、敵失為方偏仄府下於斯將門思惟、允雖不在常夜之敵、尋脈不疎。建氏骨肉者。所云、夫婦者親而等瓦。親戚者疎而喻輩。若終致殺害者、若物議在遠近歟。仍欲逃彼介独之身、便開国厅西方之陣、令出

〔彼介之次、千余人之兵、皆免鷹前之鳩命、急成出籠之鳥歟〕 七六字／二四二字

(3-3) 山響き草動きて、軒詢とののしり誼譚とかまびすし。將門は陣を固め楯を築きて、且つは簡牒を送り、且つは兵士を寄す。時に、

律は孟冬に中り、日は黄昏に臨めり。茲に因りて、各々楯を挽き、陣々に身を守る。(八 將門、弓袋山の反撃)

〔山響草動、軒詢誼譚。將門固陣築楯、且送簡牒、且寄兵士。于時、律中孟冬、日臨黄昏。因茲、各々挽楯、陣々守身〕 三六字／四二字

(3-4) 是において、將門頗る氣を述べ力を附く。而るを諸国の幸、官符を抱り乍ら、慥かに張り行はず、好みて堀り求めず。而るに介良兼、尚忿怒の毒を銜むで、未だ殺害の意を停めず。便を求め隙を伺ひて、終に將門を討たむと欲ふ。(八 將門、弓袋山の反撃)

〔於是、將門頗述氣附力。而諸国之幸、乍抱官符、慥不張行。好不堀求。而介良兼、尚銜忿怒之毒、未停殺害之意。求便伺隙、終欲討將門〕

三三字／五一字

(3-5) 彼の介良兼は、兼ねて夜討の兵を構へて、同年十二月十四日の夕に、石井の営所に発遣す。其の兵類は、所謂一人当千の限り八十余騎、既に養由の弓を張り、(原注12) 弥、解烏の鞞を負へり。(原注13) 駿馬の蹄を催し、(原注14) 李陵の鞭を揚げて、風の如くに徹り征き、鳥の如くに飛び着く。即ち亥の剋を以て、結城郡法城寺の当の路に出でて、打ち着くの程に、將門が一人当千の兵有り。暗に夜討の氣色を知り、後陣の從類に交じりて徐行す。更に誰人なるかを知らず。便ち鵝鴨の橋上より、窃かに前に打ち立ちて、石井の宿に馳せ来たりて、具に事の由を陳ぶ。主従は慄れ忙ちて、男女は共に囁く。爰に敵等、卯の剋を以て押し囲むなり。斯に於て、將門が兵は十人に足らず。声を揚げて告げて云ふ、「昔聞きしかば、由弓(原注15)は爪を楯として、以て数万の軍に勝ちき。子柱(原注16)は針を立てて、以て千交の鋒を奪ひき。況むや李陵王の心有るをや。慎むで汝等面を帰すこと勿れ」と。將門眼を張り齒を嚼むで、進みて以て撃ち合ふ。(九 將門の驅使子春丸の裏切)

〔彼介良兼、々構夜討之兵、同年十二月十四日夕、発遣於石井營所。其兵類、所謂一人当千之限八十余騎、既張養由之弓、弥、負解烏之鞞、催駿馬之蹄、揚李陵之鞭、如風徹征、如鳥飛着。即以亥剋、出結城郡法城寺之当路、打着之程、有將門一人当千之兵。暗知夜討之氣色、交於後陣之從類徐行。〕

更不知誰人。便自鵝鴨橋上、窃打前立、而馳來於石井之宿、具陳事由。主從惶忙、男女共驚。爰敵等、以卯剋押開也。於斯、將門之兵十人不足。揚声告云、昔聞者、由弓楯爪、以勝於數万之軍。子柱立針、以奪千交之鋒。況有李陵王之心。慎汝等而勿面歸。將門張眼嚼齒、進以擊合」六三字／二二〇字

(3—6) 此の後、**掾貞盛**三たび己が身を顧みらく、「身を立て徳を修むるには、忠行より過ぎたるは莫し。名を損じ利を失ふは、邪惡より甚だしきはなし。清廉の比ほひも、**蝸室**に宿れば、**羶奎**の名を、同烈に取る。然も本文に云はく『前生の貧報を憂へず、但し惡名の後に流はることを吟ぶ』てへり。遂に濫惡の地に巡らば、必ず不善の名あるべし。如かじ、**花門**に出でて以て遂に**花城**に上り、以て身を達せむには。加之、一生はただ隙の如し。千歳誰か榮えむ。猶し直生を争ひて、盜跡を辞すべし。苟も**貞盛**は身を公に奉へて、幸ひに司馬の列に預れり。況むや勞を朝家に積み、弥、朱紫の衣を拝すべし。其の次に快く身の愁へ等を奏し畢らむ」と。**承平八年春二月中旬**を以て、**山道**より京に上る。將門は具に此の言を聞きて、**伴類**に告げて云はく、「**讒人**の行ひは忠人の己が上に在ることを憎む。邪惡の心は富貴の我が身に先たむことを嫩む。所謂、**蘭花**は茂からむと欲ふも**秋風**之を敗る。賢人は明ならむと欲ふも讒人之を隠す。今、**件の貞盛**は、將門が会稽未だ遂げず。報いむと欲ふも忘れ難し。若し**官都**に上りなば、將門の身を讒せむか。如かじ、**貞盛**を追ひ停めて之を蹂躪せむには」と。(二〇 將門貞盛、信濃国千阿川の合戦)

〔此後、**掾貞盛**三顧己身、立身修徳、莫過於忠行。損名失利、無甚於邪惡。清廉之比、宿於蝸室、羶奎之名、取於同烈。然本文云、不憂前生貧報、但吟惡名之後流者。遂巡濫惡之地、必可有不善之名。不如、出**花門**以遂上**花城**、以達身。加之、一生只如隙。千歳誰榮。猶争直生、可辞盜跡。苟貞盛奉身於公、幸預於司馬烈。況積勞於朝家、弥可拜朱紫之衣。其次快奏身愁等畢。以**承平八年春二月中旬**自**山道**京上。將門、具聞此言、告伴類云、讒人之行憎忠人之在己上。邪惡之心嫩富貴之先我身。所謂、**蘭花**欲茂**秋風**敗之。賢人欲明讒人隱之。今、**件貞盛**、將門会稽未遂、欲報難忘。若上官都、讒將門身歟。不如、追停**貞盛**蹂躪之〕 一二字／二三七字

(3—7) 時に、**新皇の舍弟將平等**、窃かに**新皇**に挙げて云はく、「夫れ帝王の業は智を以て競ふべきに非ず。復た力を以て争ふべきに非ず。昔より今に至るまで、天を經とし地を緯とするの君、業を纂ぎ基を承くるの王、此れ尤も蒼天の与ふる所なり。何ぞ慥かに權議せざらむ。恐らくは、物の議り後代に有らむか。努力云々」と。時に、**新皇**勅して云はく、「**武弓**の術は、既に兩朝を助く。還箭の功は、且短命を救ふ。將門も苟くも兵の名を**坂東**に揚げ、合戦を**花夷**に振るふ。今の世の人、必ず撃ちて勝てるを以て君と為す。縦ひ我

が朝に非ずとも、僉人の国に在り。去んぬる**延長年中の大赦契王**の如きは、正月一日を以て、**渤海国**を討ち取りて、**東丹国**と改めて領掌せり。盍ぞ力を以て虜領せざらむや。加以、衆力の上に、戦ひ討つこと功を経たり。山を越えむと欲ふの心憚らず、**巖を破らむと欲ふの力弱からず**。闘ひに勝たむとの念は、高祖の軍を凌ぐべし。凡そ八国を領せむの程に、一朝の軍、攻め来たらば、**足柄、碓氷の二関を固めて、当に坂東を禦ぐべし**。然れば則ち汝曹が申す所甚だ迂誕なり」てへり。各叱を蒙りて罷り去れり。且つ縦容の次に、**内堅伊和員経**、謹みて言す。「争ふ臣有るときは則ち君不義に落ちず。もし此の事を遂げられずば、国家の危ぶみ有らむ。所謂天に違へるときは則ち殃有らむ。王に背くときは、則ち嘖を蒙る。願はくは新天、耆婆の諫を信じて、全く推悉の天裁を賜へ」てへり。**新皇**勅して曰く、「能才は、人に依りて愆と為り、人に就きては喜びと為る。口に此の言を出だせば、**馴馬も及ばず**。所以に言に出して遂ぐるることなからむや。略議を敗ることは汝曹が無心の甚だしきなり」てへり。**員経**、舌を巻き口に鉗むで黙して閑居せり。昔、**秦皇**の如きは書を焼き儒を埋む。敢て諫むべからず。(二八 舍弟将平の諫言と将門の叛乱)

〔于時、**新皇舍弟将平等**、窃奉**新皇**云、夫帝王之業非可以智競。復非可以力争。自昔至今、**経天緯地**之君、纂業承基之王、此尤蒼天之所与也。何慥不権議。恐有物議於後代。努力云々。于時、**新皇**勅云、武弓之術、既助兩朝。還箭之功、且救短命。**将門**苟揚兵名於**坂東**、振合戰於**花夷**。今世之人、必以撃勝為君。縱非我朝、僉在人国。如去**延長年中大赦契王**、以正月一日、討取**渤海国**、改**東丹国**領掌也。盍以力虜領哉。加以、衆力之上、戦討経功也。欲越山之心不憚、欲破巖之力不弱。勝闘之、念可凌高祖之軍。凡領八国之程、一朝之軍、攻来者、**足柄、碓氷**二関、当禦**坂東**。然則汝曹所申甚迂誕也者。各蒙叱罷去也。且縦容之次、**内堅伊和員経**、謹言。有争臣則、君不落不義。若不被遂此事者、有国家之危。所謂違天則有殃。背王、則蒙嘖。願新天、信耆婆之諫、全賜推悉之天裁者。**新皇**勅曰、能才、依人為愆、就人為喜。口出此言、不及馴馬。所以出言無遂哉。略敗議汝曹無心甚也者。**員経**、卷舌鉗口黙而閑居。昔、如**秦皇**燒書埋儒。敢不可諫矣。八七字／三五八字

(3—8) **貞盛**は、天を仰ぎて云はく、「私の賊は則ち雲の上の電の如し。公の従は則ち厠の底の虫の如し。然れども私の方には法なし。公の方には天有り。三千の兵類は、慎みて面を帰すこと勿れ」てへり。(二一 押領使藤原秀郷、登場)

〔**貞盛**、仰天云、私之賊則如雲上之電。公之従則如厠底之虫。然而私方無法。公方有天。三千兵類、慎而勿帰面者。二六字／四三字

叙事的要素(日時、人名、地名等「ゴシック体」が多く含まれているように、右の部分が存在しなければ『将門記』が物語として成り立たない。物語の展開に関与する部分である。同時にアミカケ部分のように対句表現も多く用いられていて、散文的表現と韻文的表現とが融合して

いる。(3—1) ～ (3—8) の全文字数における対句表現の占有率は、三六・一％である(四六一字／二七八字)。ざっくりいえば、**散文の中に三分の一程度の対句が不可分のかたちで織り込まれている部分が、対句散在部の典型的な姿**ということである。

じつは右に挙げた例も一様ではなく、対句不在部に対句集中部が浸潤したために見た目には対句散在部に見えてしまっているもの、もともと一個の表現主体が多少の対句表現を織り交ぜながら散文的に書いたと認められる対句散在部とがある。その判別自体も大きな課題であるので、別稿で述べることとする。

右の中には『将門記』の全体的な枠組みに関わる部分やジョイント的な部分もあり、それらは物語としての成立に不可欠な部分である。また、(3—5) ～ (3—8) のように会話文・心話文が含まれているものも少なくない。

本節のまとめとして、『将門記』の三種類の典型的文体における対句表現の占有率を表にすると、次のようになる(これは、各文体の相違を明示するために典型例を集計したものでしかなく、典型例に準ずる部分が存在することは言うまでもない)。

対句密度に注目した分類 (重層構造の観点からの分類)	典型引用文の 全文字数	対句表現の 文字数	対句表現の 占有率	叙事的表現 (日時・人名・地名 の濃淡)
対句不在部Ⅱ(経緯叙述層)	八三〇字	四八字	五・八％	多い
対句散在部Ⅱ(展開創出層)	一二七八字	四六一字	三六・一％	ある
対句集中部Ⅱ(描写慨嘆評価層)	一二二九字	一〇四六字	九二・三％	ごくまれ

三 対句集中部Ⅱ《描写慨嘆評価層》の後次性——《部》から《層》へ——

対句表現は文字数や韻律を揃えるものであり、詩的な表現である。ゆえに、事件展開を淡々と叙述する歴史叙述にそれが現出すると、前後の叙述と噛み合わない部分が出て来るのも当然かもしれない。この節では、『将門記』の対句集中部がおそらく後補されたものであるという事(しかも数段階想定される『将門記』の形成過程における最終段階に近いところ)を指摘する。

(4-1) 然る間、妾が舍弟等、謀を成して、九月十日を以て、窃かに豊田郡に還り向はしむ。

既に同気の中を背きて、本夫の家に属く。譬へば遼東の女の夫に随ひて父が国を討たしむるが若し。

件の妻は、同気の中を背きて、夫の家に逃げ帰る。(七 平良兼の襲撃)

ここには対句が一組しか含まれていないので「集中」の「畳みかけ」とは言い難いのだが、「譬へば」の部分の上の対句内容の言い換えであることから、そこまで含めて囲み野のように対句集中部と考えるべきだろう(第四節1)。ここで注目すべきは、対句集中部の「同気の中を背きて、本夫の家に属く」と次の対句不在部(非対句表現)の「同気の中を背きて、夫の家に逃げ帰る」が重複している点である。原文で確認してみると、前者は「背同気之中／属本夫(之)家」と対句になっているのに対して、後者は「背同気之中、逃帰於夫家」と動詞の字数が異なるし「背」一字と「逃帰」二字、上句にはない「於」が下句にあるなど対句の意識がない。後者も文字数としては五字対句であるように見えるが、妻に主体があり、その妻が親族のもとを離れて夫将門のもとに向かうという動線が表現されている(動態的)。ところが前者では、空の上から妻を俯瞰するようにして、親族のもとを離れたことと、夫将門のもとに戻ったことを二項対立的に表現している(静態的)。

文字数が揃っているか否かという外形的な問題ではなく、対象の捉え方が質的に異なるのだ。このような重複表現が一個の実体作者によって一筆書きのように記述されたものとは考え難い。展開(物語の流れ)を表現していない対句集中部は後次段階で付加されたものと考えてよいだろう。

(4-2) イ 仍て将門は告人より以前に、同年十月十七日、火急に上道す。便ち公庭に参りて、具に事の由を奏す。幸ひに天判を蒙りて、検非違使所に於て略問せらるるに、允に理務に堪へずと雖も、仏神の感有りて、相論するに理の如し。

A 何ぞ況むや、一天の恤みの上に百官の顧み有り。犯す所軽きに准へて、罪過重からず。兵の名を畿内に振ひ、面目を京中に施す。

B 経廻の程に、乾徳詔を降し、鳳曆已に改まる。(原注7) 故に松の色は千年の緑を含み、蓮の糸は十善の蔓を結ぶ。方に今、万姓の重き荷は大赦に軽められ、八虐の大なる過ちは犯人に浅めらる。

口 将門幸ひに此の仁風に遇ひて、承平七年四月七日の恩詔に依りて、罪の軽重なし。

C 悦びの靨を春花に含み、還向を仲夏に賜ふ。忝くも燕丹の違を辞して、終に島子の墟に帰る。(原注8) 所謂、馬に北風の愁ひ有り。鳥に南枝の悲しび有り。何ぞ況むや、人倫の思ひに於て何か懷土の情なからむや。

ハ 仍て同年五月十一日を以て、早に都洛を辞して、弊宅に着く。(六 将門上洛、恩赦により帰国)

イハが対句不在部、AとCが対句集中部である。右は、源護らの訴えによって将門が朝廷に出頭するところで、冒頭の対句不在部イと対句集中部Aは、明らかに異質である。イでは、「相論するに理の如し」とあって、将門の言い分が認められた(源護の敗訴)という文脈である。ところがAでは、「犯す所軽きに准へて、罪過重からず」「万姓の重き荷は大赦に軽められ、八虐の大なる過ちは犯人に浅めらる」とあって、罪はあるものの天皇の恩赦によって許されたという文脈である。そこには、同一人物によって書かれたとは思えないほどの隔たりがある。見極めをさらに細かくすれば、「犯す所軽きに准へて、罪過重からず」(軽微な罪であるので許された)という文脈と、「万姓の重き荷は大赦に軽められ、八虐の大なる過ちは犯人に浅めらる」(重罪ではあるが恩赦によって許された)とする文脈も異質である。Aの「兵の名を畿内に振ひ、面目を京中に施す」は将門にたいして肯定的な評価を語っているのに、囲み野Aがひとまとまりで、王権を寿ぐ内容をもつ囲み野Bが別のひとまとまりだろう。Bに「乾徳詔を降し、鳳曆已に改まる」と改元記事があつて外せないようにみえる(叙事的で対句不在部であるかのように見える)が、ここは承平六年十月十七日↓承平七年四月四日と「承平」で連続して改元はないはずである。先行研究でもこの不自然さが指摘されており、これは改元による恩赦ではなく、朱雀帝元服に伴う恩赦だと考えられている(平凡社東洋文庫、小学館日本古典文学全集等)。要するに、**対句不在部と同一人物がここを連続した意識で書いていれば、このようなことは起きなかったはず**で、この対句集中部が後次的に付加された根拠になるところである(齟齬をきたしてまで付加したのは、『将門記』の後次層でことさら王権を擁護する指向を強めているからである)。

次に、対句の存在しない対句不在部口を挟んで対句集中部Cが現れる。対句不在部口は小学館本では「罪に軽重なく」と訓読しているが、もちろん「罪に軽重なし」と切つてもよい。『太平記』巻二「俊基朝臣再関東下向事」の「罪の軽重を糺す」の用例からすると、おそらく「罪

の軽重を糺す」で裁判を意味するのだろう。『将門記』の舌足らずな表現の類型（たとえば「会稽の恥辱」ではなく「会稽」のみで、恥の意味で使用するなど表現が拡大用法的で飛躍きみ）からすると、ここは「罪の軽重なし」と訓読して、裁判さえ行われなかったという意味らしい。このように解説できると、対句不在部イの「検非違使所に於て略問せらるるに」と直結する。つまり、検非違使所における「略問」だけで将門の冤罪は晴らされたのであり、帝の「恩詔」によって裁判の終結が宣言されたようだ（将門が半年も在京したのは裁判のためではなく藤原忠平邸に勤仕していたからだろう。そもそも、地方のこの程度の訴えで半年も在京しなければならぬはずがない）。

このように、改元に伴う恩赦で将門の大罪が赦された、という文脈（対句集中部B）が前後の文脈（暦時間）から浮いているということと、その前後の文脈が対句集中部を除外してこそ繋がる（対句不在部のイ↓ロ）ことから、**対句集中部が後次的に（しかも二段階にわたって）挿入された部分であることは間違いないまい。**

対句集中部Cも、ここに存在すべき必然性が希薄である。「春花」「仲夏」の季節表現は前後の「四月七日」「五月十一日」に触発されて繰り出された表現だろうし、「島子の墟に帰る」（久しぶりに故郷に帰る）、故郷を思慕する北風南枝の故事、「懷土の情」も、次の対句不在部ハの「都洛を辞して、弊宅に着く」への接続を意識した表現だろう。

いまここに挙げた例は、対句集中部が明らかに前後の文脈と矛盾していたり浮いていたりするものである。これ以外の対句集中部もすべて、前後の対句不在部や対句散在部の文脈と内容的に重複しており、それがないと文脈が繋がらないということがない。これは、**対句集中部が、『将門記』の根幹をなす部分ではないことを示している。**

ところで、対句集中部が後補されたものとしても、どのようなプロセスを経たのかについても考える必要がある。これについて、興味深い事例が二例ある。

貞盛三顧のうちの一顧目にある「而して孀母堂に在り、子に非ずば誰か養はむ。田地数有り、我に非ずば誰か領せむ」（孀母在堂、非子誰養／田地数有、非我誰領）は対句集中部だが、文脈上、現状よりも少し前に位置していなければ不自然である（野中（二〇一八c））。また、武蔵紛争記事において、対句集中部ではないものの、それと同様に後補されたものとみられる会話文で、それを補入すべき位置の錯誤が発生している（野中（二〇一八a））。このような位置の錯誤が生じるということは、『将門記』の形成過程において、天側の余白（注釈書で頭注を付す部分）に記されていた文章が本文に組み込まれていったことを示唆している。本来位置すべきところから大きく逸れているわけ

ではないものの、数行程度のずれを生じているわけだから、頭注のように欄外に記されていた一文が、次の転写段階で本文に組み入れられる際に錯誤が生じたと想定するのがもつとも妥当である。『保元物語』の文保本から半井本への変容プロセスのように、行間に書きこまれた章句が次の転写段階で本文に組みこまれたのとは事情が異なるということだ。

本稿冒頭で見通しを述べたように、対句集中部Ⅱ〈描写慨嘆評価層〉が後次段階で追補されたものだとすると、それを取り除いたテキストが一段階前の『将門記』ということになる。異質な文体という観点から着手した分析作業は、テキスト内のそれぞれの〈部〉(部分)という観点から、それぞれの〈層〉としてみる見方へと進んでゆくことになる。

四 対句集中部Ⅱ〈描写慨嘆評価層〉の性質

本稿で指摘すべきもつとも重要な点は、前節までに指摘し終えた。本節以降は、対句集中部の性質をより細かく検討しておきたい。というのは、本節で述べるような対句集中部の性格が、これほど横断的に一貫してみられることから、一つの〈層〉と認定しうる根拠にもなる(前節で指摘した対句集中部の数か所だけが後補なのではなく、横つなりの全体を〈層〉として引きはがしうるということ)。文体上の特徴を有した一つの〈層〉と一つの認識(歴史認識や人物評価)とが対応するという考えかたである(親将門的だとか反将門的だとか)。

加えて、対句集中部とはいかなるものかを明らかにしておくことは、今後の他の層(対句不在部や対句散在部)との見極め(位相差の確認)の際に役立つ。本節では、対句集中部Ⅱ〈描写評価慨嘆層〉の内実を、『比喻表現・典故引用』『慨嘆句・厭戦表現』『公私善悪規定評語』に分けて示す。

1 《比喻表現・典故引用》との親和性

『将門記』には「所謂」「譬へば」「の如し」の類の比喻表現が少なくない。また、漢籍の典故(中国人名を含む)を引用したところもある。それらは、対句集中部にみられる。

(6—1) 道を知るの者は弦の如く徹り出づ。未だ知らざる者は車の如くに旋ひ廻る。(二一 押領使藤原秀郷、登場)

(6—2) 貞盛は、天を仰ぎて云はく、「私の賊は則ち雲の上の電の如し。公の従は則ち厠の底の虫の如し。(二二 押領使藤原秀郷、登場)

(6—3) 各々李陵王の臆を募り、皆死生決の勳を成す。(二二 押領使藤原秀郷、登場)

(6—4) 哀しき哉、新皇の敗徳の悲しび、滅身の歎き、譬へば開かむと欲するの嘉禾の早く萎み、将に耀かむとするの桂月の兼ねて隠るるが若し。〈原注27〉

左伝に云はく、「徳を貪りて公を背くは、宛も威を馮みて銚を踐むの虎の如し」と。故に書に云はく、「少人は才を得て用る難く、悪人は徳を貪りて護り巨し」と。所謂、「遠き慮りなくは近き憂へ有り」といふは、若しくは之を謂へるか。(二四 将門の死を傷む)

(6—5) 声を揚げて告げて云ふ、「昔聞きしかば、由弓〈原注15〉は爪を楯として、以て数万の軍に勝ちき。子柱〈原注16〉は針を立てて、

以て千交の銚を奪ひき。況むや李陵王の心有るをや。慎むで汝等面を帰すこと勿れ」と。将門眼を張り齒を嚼むで、進みて以て撃ち合ふ。時に、件の敵等は楯を棄て雲の如くに逃げ散る。将門は馬に羅りて風の如くに追ひ攻む。之を遁るる者は、宛ら猫に遇へる鼠の穴を失へるが如し。之を追ふ者は、譬へば鳩を攻むる鷹の鞆を離るるが如し。(九 将門の驅使子春丸の裏切)

(6—6) 其の日、将門急に脚病を勞りて、事毎に朦々たり。未だ幾も合戦せざるに、伴類算の如く打ち散りぬ。(10 遺る所の民家、仇の爲に皆悉く焼け亡びぬ。郡中の稼穡、人馬は共に損害せられぬ。所謂、「千人屯れぬ処には草木俱に彫む」とは、ただ斯を云ふか。(七

平良兼の襲撃)

(6—3) や(6—5)の中国人名が出るところは、「誰々のように」と準える意識でその名を出しているから、「所謂」や「譬へば」のような指標語が存在しなくても、一種の比喩表現だといってよい。対句の類出するところは、対象を何度も捉え返し、手を変え品を変え表現し直すので、比喩表現も出やすいのだろう。対句集中部と、比喩表現や典故表現との親和性があるようだ。比喩や典故(中国人名を含む)は対句表現の中か、対句に挟まれる部分にしか出てこないことも確認しておきたい。

2 《慨嘆句・厭戦表現》との親和性

戦禍に遭った村々や人々に表現主体が感情移入して悲嘆することが多い。もともと対句とは詩的表現であるから、感情表現と親和性が強いものである。『将門記』においては、「哀しき哉」「哀しきは」「口惜しき哉」「憐れむべし」「哀れむべし」「悲しむべし」「嗚呼哀しき哉」「何ぞ人を謂はむや、何ぞ天を恨みむや」「痛しきかな」という慨嘆句（もっとも強い感情の吐露）が二三例あるが、次のようにすべて対句集中部で用いられている。

(7-1) 哀しき哉、男女は火の為に薪と成りぬ。珍財は他の為に分かつところと成りぬ。(一 将門、扶等に反撃)

(7-2) (貞盛の心中) 但し哀しきは、亡父の空しく泉路の別れを告げ、存母の独り山野の迷ひを伝ふを。(三 貞盛の悲嘆)

(7-3) 嗚呼哀しき哉、布の冠を緑の髪に着け、菅の帯を藤の衣に結ふ。(三 貞盛の悲嘆)

(7-4) 何ぞ況むや、一天の恤みの上に百官の顧み有り。(六 将門上洛、恩赦により帰国)

(7-5) 之を謂ふに口惜しきかな、幾千の舍宅を焼く。之を想ふに哀れむべし、何万の稲穀を滅ぼす。(八 将門、弓袋山の反撃)

(7-6) 憐れむべし、別駕は紅の涙を緋の襟に捫ふ。悲しむべし、国吏は二の膝を泥の上に跪く。(二四 将門と国庁の激突)

(7-7) (下野守の心中) 嗚呼哀しき哉、鶏儀未だ旧りざるに、西朝に飛ぶ。亀甲新し乍ら、東岸に耗びぬ。(二五 将門、坂東制庄へ)

(7-8) 誰か図らむ、少過を糺さずして大害に及ぶとは。(二三 将門、北山に亡ぶ)

(7-9) 哀しき哉、新皇の敗徳の悲しび、滅身の歎き、譬へば開かむと欲するの嘉木の早く萎み、将に耀かむとするの桂月の兼ねて隠るが若し。(二四 将門の死を傷む)

(7-10) 憐れむべし、先づ己が身を滅ぼして、後に他の名を揚ぐることを。(二六 平貞盛等の論功行賞)

(7-11) 痛しきかな、将門、悪を造りし時は伴類を催して以て犯しき。報いを受くるの日は諸の罪を蒙りて以て独り苦しむ。(二七 将門、冥界の消息)

(7-1) 「哀しき哉」という慨嘆句は、「男女」が戦火に焼かれたり、「珍財」が略奪されたりしたことについて発せられたものである。これと「三界火宅の財に五主有り、去来不定なり」という仏法的解釈が連動していることに注目しておきたい。(7-2) 「哀しきは」は、

表現主体が貞盛に感情移入し、その心情に同化しているものである。『将門記』の貞盛層は後次的である（野中（二〇一八C））ので、そのこと自体、注目すべきことである。すなわち、**対句集中部**を後から追加した表現主体の位相と、**貞盛層（の後次層）**は、同層的だということである。それに加えて、ここにも、「財においては五主有れば」という仏法的な認識がみえるので、**〈慨嘆句Ⅱ対句集中部の一部Ⅱ貞盛層の後次層Ⅱ仏法的認識〉**という関連性を指摘することができる。（7—11）の直後にも、「受苦の剣林」「鉄圀の煨燼」という仏法語が出ることは注意しておきたい。

3 《公私善悪規定評語》との親和性

そもそも対句とは二項対立的表現であるから、大と小、僧と俗、山と川などと対照性を際立たせるものである。本節では、対句集中部に公と私、善と悪などの評価を決めつける表現が頻出することを指摘する。そして、対句集中部が後次的である（前節）ということになると、それ以前の『将門記』（原『将門記』と呼ぶべきか）の内容を捉え返ししながら、対照表現たる対句が投入されたことになる。

次のように、**公私（正当性と非正当性）の別を明示する傾向が対句集中部に強い**。「公」は貞盛の立場について用いられることが多く、「私」はすべて将門を指す。

（8—1）（貞盛の発言中）**私の賊は則ち雲の上の電の如し。公の従は則ち厠の底の虫の如し。**然れども**私の方**には**法なし**。公の方には**天有**

り。（二）押領使藤原秀郷、登場

（8—2）**公の従は常よりも強く、私の賊は例よりも弱し。**（二）押領使藤原秀郷、登場

（8—3）**私に勢を施して将に公の徳を奪はむとは。**（二）将門、北山に亡ぶ

（8—4）**然れども公は増し私減ぜり。**（二）将門、冥界の消息

次に、**善悪の別を明示する表現も、〈対句部〉に集中的にみられる。**

（8—5）去んぬる天慶元年六月中旬を以て、京を下るの後、官符を懷きて相糺すと雖も、而も件しかの将門は**弥、逆心を施して、倍暴悪を為す。**

（二）貞盛官符を懷き将門追討

(8—6) 而る間、常陸国に居住せる藤原玄明等は、素より国の乱人たり、民の毒害たり。農節に望みては則ち町満の歩数を貪り、官物に至りては則ち束把の弁済なし。動むすれば国衛の使ひの来り責むるを凌轢し、兼ねて庸民の弱き身を劫略す。其の行ひを見るときは則ち夷狄よりも甚だしく、其の操を聞くときは則ち盜賊に伴へり。(二三 常陸国の乱人、藤原玄明)

(8—7) 凡そ国の為に宿世の敵と成り、郡の為に暴悪の行ひを張る。鎮に往還の物を奪ひ、妻子の稔ひと為し、恒に人民の財を掠めて従類の榮と為す。(二三 常陸国の乱人、藤原玄明)

(8—8) 時に玄明等、彼の守維幾朝臣の為に、常に狼戾の心を懷きて、深く蛇飲の毒を含めり。或る時は身を隠して誅戮せむと欲ひ、或る時は力を出して合戦せむと欲ふ。(二三 常陸国の乱人、藤原玄明)

(8—9) 当に今、濫悪の日、烏景西に傾き、放逸の朝、印鑑を領掌せらる。(二四 将門と国庁の激突)

(8—10) 時改り世変じて、天地道を失ふ。善は伏し悪は起りて、仏神験なし。(二五 将門、坂東制圧へ)

(8—11) 出でては則ち濫悪を朝夕に競ひ、入りては則ち勢利を国邑に貪る。坂東の宏蠹、外土の毒蟻も、之より甚だしきは莫し。(二二 貞盛、将門の舍宅を焼く)

(8—12) 厥の朝に将門身に甲冑を撰きて飄序の通れ処を案じ、心に逆悪を懷きて衛方の乱行を存す。(二三 将門、北山に亡ぶ)

(8—13) 左伝に云はく、「徳を貪りて公を背くは、宛も威を馮みて鉦を踐むの虎の如し」と。故に書に云はく、「少人は才を得て用ゐ難く、悪人は徳を貪りて護り匡」と。所謂、「遠き慮りなくば近き憂へ有り」といふは、若しくは之を謂へるか。爰に、将門は頗る功課を官都に積みて、忠信を永代に流ふ。而るに一生の一業は猛濫を宗と為し、毎年毎月に合戦を事と為す。故に学業の輩を屑とせず。此れただ武芸の類を翫べり。是を以て楯に對しては親を問ひ、悪を好みては過ちを被る。然る間、邪惡の積りて、一身に覃び、不善の謗り、八邦に聞えて、終に版泉の地に殞びて、永く謀叛の名を遺せり。(二四 将門の死を傷む)

(8—14) 方に今、雷電の声は尤も百里の内に響き、将門の惡は既に千里の外に通れり。(二六 平貞盛等の論功行賞)

(8—15) 仍て不善を一心に作して天位を九重に競ふ。過分の辜、則ち生前の名を失ひ、放逸の報い、則ち死後の魄を示す。(二六 平貞盛等の論功行賞)

(8—16) 痛しきかな、将門、惡を造りし時は伴類を催して以て犯しき。報いを受くるの日は諸の罪を蒙りて以て独り苦しむ。(二七 将門、

冥界の消息)

そして、次のように、公私と善惡の認識が同時に出てくるところもある(公善、私惡)。

(8—17) おはやひ 公に背きてははしさま恣に猛惡を施し、私に居てはあなが強ちに部内を冤ぐ。(一三 常陸国の乱人、藤原玄明)

このような《公私善惡規定評語》は対句集中部に特徴的な表現であり、対句不在部や対句散在部にはまったくみられない。対句散在部にはむしろ親將門的な認識が強く示されているので(次稿)、先行研究で『將門記』に親將門・反將門の両面が見られるとされてきた問題は、どうやら親將門的な対句不在部・対句散在部の上に反將門的な対句集中部が折り重なったゆえの現象だと捉え直してよさそうだ。

4 対句集中部のその他の特徴——今後の課題として——

『將門記』の貞盛層と対句集中部が重なることが多い点も重要である。それに、《公私善惡規定評語》は対句集中部にしか現出しないはずだが(先述)、一か所だけ非対句部分にそれが出る。

(9—1) 同年二月十三日を以て、強賊の地下しもふさ総の界さかいに着く。(二二 貞盛、將門の舍宅を焼く)

これは、平貞盛の行動を追った文脈である。そこに將門を「強賊」とする表現が出る。貞盛層のすべてが最終段階での後補だとは言えず、貞盛層の中にもいくつかの層があるとみられるが、それにしても貞盛層の大半と対句集中部がこのように重なることは看過できない。後次段階で付加されたことになるからだ。歴史上の実体たる平貞盛は將門追討にたいした役割を果たしていないようだ。

將門が坂東八か国を掌握したとする表現(「八国」)のほとんどが対句集中部に出てくる点も重要である。歴史上の実体たる平將門は、ほんとうに坂東八か国を一時であれ独立国家的な状態にしえたのか、そこに疑問符が付く。

さらには、仏法語や仏法に関係する認識も、対句集中部に集中している。従来、『將門記』の作者として僧侶説が優勢であったが、それも『將門記』の形成過程における後次段階で付加された表現なのだろう。作者説も、重層的に捉え直す必要があると思う。

このように、貞盛層との関係、坂東八か国の問題、作者圈の問題はそれぞれに大きな課題であるので、稿を改めて検討することにする。本節で指摘した《描写慨嘆評価層》に特徴的な表現(《比喻表現・典故引用》《慨嘆句・厭戦表現》《公私善惡規定評語》)は、対句不在部はもち

ろんのこと一定量の対句を含む対句散在部にもまったくみられない。つまりは、対句の有無という外形的な観点のみで『将門記』を分析することはできず、その内容まで踏み込んでこそ正確な見極めが可能になるということである。

以上のように、対句集中部の特徴を把握してみると、あらためて対句不在部や対句散在部との甚だしい位相差に驚かざるをえない。

五 おわりに

本稿で述べたことは、次のとおりである。

- 1、『将門記』の文体は、対句表現の出現度合によつて、対句集中部・対句散在部・対句集中部の三種類に分けることができる。
- 2、対句集中部を手がかりにして検討してみると、対句が集中・連続していなくても、おおむね四字以上の対句部分は後補されたものであることがみえる。
- 3、対句集中部は前後の対句不在部・対句散在部との内容的重複ばかりか齟齬をきたしているところもあるので、後補された可能性が高い。
- 4、対句集中部（や会話部分）は天側の余白に記されていて、それが転写段階で本文に組み入れられていったものと考えられる。
- 5、おおむね四字以上の対句（およびその前後の文脈）を除外して残る文章は、原『将門記』の姿だと考えられ、事件の経緯を淡々と記したものであつた可能性が高い。

6、先行研究で指摘されてきた親将門・反将門の揺れは、対句不在部・対句散在部と対句集中部の別と対応している。つまり、初期段階の対句不在部・対句散在部中心の文章は親将門的で、あとから覆いかぶさってきた対句集中部に反将門・親貞盛の要素が加わってきたと考えられる。対句集中部と貞盛層は同層的である。

7、対句集中部の内容は、場面描写や表現主体の慨嘆（まれに登場人物の慨嘆）が多い（二つの層として認定しうる）。また、中国の典故・人名、「所謂」「譬へば」に導かれる比喩が重なる。対句不在部や対句散在部に、それらはみられない。

本稿で指摘したことは、『将門記』を〈動態的重層構造〉と見立て、それを解剖してゆく突破口に相当するものである。対句集中部が

後次的であることが見えてこそ、それ以前の層を剥がしてゆくことができる。天慶擾乱が終息し、そこから時間的距離が隔たることに捉える側（作者たち、表現主体）の認識も変容し、原『将門記』の余白に追記がなされ、テキストが重層化したのだろう。その解明の鍵を握るのが対句集中部だということである。

原注一覽（本稿に関わるもののみ）

- 〈1〉 麤幅は兵具なり。獸毛を以て之を作る。鉦は兵鼓なり。諺に云ふ、ふりつづみなり。〈5〉 上総下総を言ふなり。〈6〉 伝に曰く、偏仄とは、倭に、いりこまると言ふなり。〈7〉 言ふところは、帝王の御冠服の年、承平八年を以て、天慶元年と改む。故に此の句有るなり。〈8〉 伝に言ふ、昔、燕丹、秦皇に事へて、遙かに久しき年を経たり。然る後、燕丹暇を請ひて古郷に帰らむとす。即ち秦皇仰せて曰く、縦へば鳥の首白み、馬の角生ずる時、汝の還ることを聴さむ、てへり。燕丹歎きて、天を仰げば鳥之が為に首白み、地に俯せば馬之が為に角を生ふ。秦皇大いに驚き、乃ち帰ることを許す。又鳥子は、幸ひに常楽の国に入ると雖も、更に本郷の墟に還る。故に此の句有るなり。子細は本文に見ゆるなり。〈9〉 靈像と言ふは、故上総介高茂王の形、并びに故陸奥將軍平良茂の形なり。〈12〉 漢書に曰く、養由は、弓を執れば則ち空の鳥自ら落ち、百を射るに百中るものなり。〈13〉 淮南子に曰く、弓の師有り、名は夷羿と曰ふ。堯皇の時の人なり。時に十介の日あり。此の人即ち九介の日を射て、地に射落とす。其の日に金鳥有り。故に解鳥と名づく。仍て上兵の者に喩ふるなり。〈14〉 郭璞曰く、駿馬は生れて三日にして、其の母を超ゆ。仍て一日に行くこと百里なり。故に駿馬に喩ふるのみ。〈15〉 人の名。〈16〉 人の名。〈17〉 但し注人の子春丸は天罰有りて、事顕はれぬ。承平八年正月三日を以て捕殺され已に了んぬ。〈18〉 花陽国志に曰く、仲和は太守として賦を重くし財を貪りて国内に漁るものなり。〈22〉 快ハタのしく、挽ハヒかれ。〈27〉 春節に有るが故に、嘉禾等と云ふ。二月十四日を以て逝過するが故に、桂月の兼ねて隠ると言ふなり。

注

- （1） 当然のことながら、二字対句は必ず散文体文脈の中でしか用いられないということではない。二字対句でも、二字＋二字や二字＋四字のパターンになったりして前後が韻文的になる場合もある。対句部分だけを切り出して言うのではなく、対句の意味内容や前後の文脈の流れも合わせて、散文的か韻文的かを判断する必要がある。

(2) 逆に、どこを対句集中部と認めるか、その判断の際に、それが存在しないと文脈がつかないかどうか(叙事的要素が存在しないかどうか)を指標にすることもありうる。対句集中部として認めるということはその部分が後補的であることを含意するからである。

文献

- 川口久雄(一九六二)『平安朝日本漢文学史の研究 下』増訂版一九六四／三訂版一九八八
犬飼 隆(一九七八)「楊守敬本将門記の同時連続の衍字——四六文とのかかわり——」『国語国文論集』7号
野中哲照(二〇一八a)「将門記」興世王層の後次性——武藏紛争記事の分析とともに——「國學院大學大学院紀要 文学研究科」49号
野中哲照(二〇一八b)「将門記」玄明玄茂層の基幹性——常陸紛争記事の分析とともに——「日本文学論究」77号
野中哲照(二〇一八c)「将門記」貞盛層の後次性「古典遺産」67号
村上春樹(一九六二)「将門記の文体」「古典遺産」11号／『将門記——研究と資料——』(新読書社、一九六三)に再録
村上春樹(一九九三)「将門記」の文章」和漢比較文学叢書15『軍記と漢文学』、汲古書院

